

第 125 回

和歌山県都市計画審議会

会 議 録

第125回和歌山県都市計画審議会

1. 日時

令和5年11月9日（木曜日）午後3時00分～

2. 場所

ホテルアバローム紀の国 2階 鳳凰の間

3. 議案

第1号議案 海南都市計画道路（3・3・113号岡田大野中線）の変更について（付議）

第2号議案 海南都市計画道路（3・5・102号黒江線）の変更について（付議）

第3号議案 岩出都市計画道路（3・6・4号岩出駅畑毛線）の変更について（付議）

第4号議案 産業廃棄物処理施設（建築基準法第51条ただし書・紀の川市）について（付議）

審 議 経 過

それでは、第1号議案の審議に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

[第1号議案を朗読]

○事務局

前方のスライドかお手元の資料をご覧ください。

それでは、第1号議案の岡田大野中線について説明させていただきます。

まず初めに、岡田大野中線の道路位置について説明します。

皆様から見て北側及び西側が和歌山市方面になります。赤色で示した路線が岡田大野中線です。

本路線は、海南市北部地域と和歌山市南部地域を結ぶ都市間連絡機能を有する、延長約2,580メートルの道路となっております。今回の変更は、和歌山市との境界部分である起点から670メートルまでの区間が対象となります。

次に、道路計画概要について説明します。

まず、番号につきましては、「3」は道路の区分を表すものです。自動車専用道路が1、幹線街路が3などで区分されており、本路線は幹線街路ですので「3」となります。

次の「3」は規模を表すもので、代表幅員22メートル以上30メートル未満のものは「3」となります。

最後の番号については、道路区分ごとの通し番号となっています。

道路延長は約2,580メートル、道路規格は第4種第1級、設計速度は時速60キロメートル、車線数は4車線、代表幅員は25メートルになります。

こちらは、今回の主な変更箇所を示した図になります。2ページ目の位置図と向きが変わっており、左側が起点側、皆様から見て右側が終点側になります。

変更箇所は、主に3点あります。

1点目がのり面区域の追加、2点目が機能復旧による取付道路の追加、3点目

が隅切り部の追加になります。

それでは、起点側から順に説明させていただきます。

1点目がのり面区域の追加になります。

上の図面の見方ですが、変更がない区域を緑色で、今回新たに追加する区域を赤色で、今回削除する区域を黄色で示しています。もともとの道路幅員に加えて、山を切る切土区間について、山の形状に応じてのり面区域を追加しております。下に示していますのが現地写真になります。

2点目が機能復旧による取付道路の追加になります。

もともと機能を有し不特定多数の方が利用していた生活道路が、都市計画道路本線の道路構造によって行き来できなくなった部分について機能復旧を目的として都市計画道路区域に追加するものです。

下に標準断面図を示しています。道路の下にボックスカルバートを設置することで、このような東西方面への行き来が可能となっています。

こちらの変更箇所の内容についても、機能復旧による取付道路の追加になります。左上に変更箇所の拡大図、下に標準断面図と右に現況の写真を示しています。

繰り返しになりますが、もともと機能を有し不特定多数の方が利用していた生活道路が、都市計画道路本線の道路構造によって行き来できなくなった部分について機能復旧を目的として都市計画道路区域に追加しております。

こちらの変更箇所も、機能復旧による取付道路の追加になります。上に変更箇所の拡大図、下に標準断面図を示しています。

こちらも、先ほどの説明と同様に、機能復旧を目的として都市計画道路区域に追加するものになります。

3点目の変更内容は、隅切り部の追加になります。先ほどのスライドと同じ図になり、下に現況の写真も示しています。

関係機関との協議の上、起点側の市道との交差点と終点側の県道岩出海南線との交差点に交差点を設置します。通行車両及び歩行者の安全性を確保するために必要な隅切りを都市計画道路区域に追加します。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 どうも、ありがとうございます。

ただいま第1号議案についてご説明がございましたけれども、この議案についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。

○委員 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた設計変更の箇所は、ちょっと直接関係ないかもしれないですけども、幾つかご意見いただいているようですし、あと地図とかを見る限りこの線はまだほとんどできてないですよ。ちょっとこの岡田大野中線の意義自体についてお聞きしたいんですけども。

確か海南市では、平成28年ですか都市計画道路の見直し等をやられているかと思うんですけども。恐らくその段階でまだこの計画自体は有効だという判断をされて残っている計画だと思うんですが、念のため、その場での議論がどうであったかということと、今回そのうちの一番北側の670メートル区間だけなんですけども、今後の全体の見通し等ありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。お答えをお願いいたします。

○事務局 道路建設課です。今のことについて回答させていただきます。

まず初めに、岡田大野中線の事業効果についてですが、岡田大野中線の道路改良事業は国道42号や国体道路などの渋滞緩和、災害時を含む道路ネットワークの強化のために重要な路線として位置づけられております。

今後のスケジュールですが、今お示ししております区間についてまず優先的に事業を実施しております。今年度は用地測量、建物調査、用地取得の着手を行っております。来年度以降、用地取得に移ってまいります。ご了承ください。

以上となります。

○議長 はい。委員、いかがですか。

○委員 恐らくちゃんとやられているだろうとは思いますが、こういうご意見があるというのと、あとはかなり当初の計画が時間がたっているの、しっかりとそういった事業効果ですとか、先ほどおっしゃっていただいた42号線等の渋滞状況とか、そういったのを説明していただいて、きっちりこの都市計画道路の意義を示していただくことが肝要かと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長 はい、大変重要なご指摘いただいたかと思えますけど、よろしいでしょうかね。

ほかに、いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見がないようでしたら、第1号議案をお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 それでは、第1号議案について、本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい、よろしいですかね。

はい。異議なしということでございますので、第1号議案について本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」とさせていただきます。

続きまして、第2号議案の説明を事務局からお願いいたします。

〔第2号議案を朗読〕

○事務局 第2号議案の黒江線について説明させていただきます。

まず初めに、黒江線の位置関係について説明します。

第1号議案と同じく、海南市に位置する道路になります。赤色で着色しているのが黒江線です。

黒江線につきましては、海南市黒江地区に位置し、海南市街から黒江駅及び和歌山市方面へアクセスする幹線道路の一部を形成する道路になります。道路延長は約470メートルで、今回の変更は1カ所で、切土擁壁の区域を追加する変更となっています。

次に、黒江線の計画概要について説明します。

道路延長は約470メートル、道路規格は第4種第2級、設計速度は時速40キロメートル、車線数は2車線、道路幅員は12メートルとなっております。

こちらに変更箇所を拡大した図面、現地写真、断面図を示しています。上図の見方は、緑色に変更のない区域で、赤色が今回追加する区域を示していま

す。

断面図等からも分かりますように、高低差のある地形となっており、現道を拡幅するに当たり、通行車両及び歩行者の安全確保のために切土擁壁を施工する必要があることから、今回の追加の変更となっております。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長　ただいま第2号議案をご説明いただきましたけれども、この議案についてご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「ありません」の声〕

○議長　ほかの委員からも、よろしいですか。

特にご意見がないようでしたら、第2号議案についてお諮りしたいと思えます。

第2号議案について本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　はい、ありがとうございます。

異議なしということでございますので、第2号議案について本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」とさせていただきます。

続きまして、第3号議案についてご説明を事務局からお願いいたします、

〔第3号議案を朗読〕

○事務局　それでは、第3号議案の岩出駅畑毛線について説明させていただきます。

まず初めに、岩出駅畑毛線の道路位置について説明します。

皆様から見て左側が和歌山市方面、右側が紀の川市方面になります。赤色で示した路線が岩出駅畑毛線です。

本路線は、岩出駅と岩出市の旧市街地を東西に結ぶ幹線道路であり、延長約1,240メートルの道路となっています。そのうち、今回の変更は、終点から県道泉佐野岩出線、都市計画道路名では押川船戸線との交差点間の440メートル

までの区間が対象となっております。

次に、道路計画概要について説明します。

道路延長は約 1,240 メートル、道路規格は第 4 種第 2 級、設計速度は時速 40 キロメートル、車線数は 2 車線、代表幅員は 11 メートルになります。ここでの代表幅員は、路線全体の過半を占める幅員を記載しています。今回の変更区間 440 メートルにつきましては、都市計画道路幅員 11 メートルを 14 メートルに変更します。

こちらは、今回の主な変更箇所を示した図になります。

変更箇所は、主に 3 点あります。1 点目が道路幅員の変更、2 点目が道路線形の変更、3 点目が右折車線の追加になります。

それでは、変更内容について説明させていただきます。

1 点目が道路幅員の変更です。

図面の見方ですが、緑色に変更のない区域。赤色が今回追加する区域、黄色が今回削除する区域を示しています。

本区間は、交通安全対策による歩道拡幅事業となっており、事業化に当たり実施した設計において必要な車線数及び歩行者・自転車道の必要性について検討を行った結果、幅員を 11 メートルから 14 メートルに変更するものです。

幅員構成につきましては、県道の構造基準等に基づき、3.0 メートルの車道が 2 車線、0.5 メートルの路肩と 3.5 メートルの自転車・歩行者道をそれぞれ両側に設けます。

2 点目が道路線形の変更になります。現況の写真を下に示しております。

皆様から見て右側の交差点部に接続する曲線区間につきまして、緩和曲線を設けることにより、現状と比較して通行車両の走行性を向上させ、交差点での安全性確保を図っております。

3 点目が右折車線の追加になります。

関係機関との協議の上、市道との交差点部について通行車両の安全な交通を確保するため、標準幅員 14 メートルに右折レーンとして 3 メートルの付加車線分を加え、17 メートルで整備を行います。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの第3号議案についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 今、最後にご説明いただいた右折車線の追加のところですが、それもちよっと私よく分かっていないかもしれないですけど。この頂いた地図を見る限り、この追加している赤い部分というのはかなり広範囲に広がってしまっていて、それは多分、右折車線だけではないような気がするんですけども。それ以外のところは歩道が広がって、ここの部分は右折車線がさらに追加されると、そういうことでいいんでしょうか。

○議長 ご回答をお願いします。

○事務局 はい、回答させていただきます。

まず、道路幅員の変更が全線にございまして、11メートルから14メートルに変更しますので、今、委員からご指摘のあった箇所につきまして、まず幅員変更に伴う追加がございます。

あわせて、道路線形の変更を行いますので、既設の線形から北側に線形を振っておりますので、南から見て上側のところに赤色の線形変更に伴う追加が生じてございます。

最後に、右折車線の追加もございまして、右折車線だけの追加ではなくて、道路幅員の変更であったり、線形の変更と右折車線追加が相まって、このような区域の着色となっております。

以上です。

○委員 私だけ分かってないのかもしれないですけど、どこに右折車線が追加されるのかが分からないので。何か単純に考えれば、右折車線が加わればその部分だけ幅がより広がるような気がするんですけど、そうではないんですね。

○事務局 右折車線を追加しているところについては、こちら旗揚げしている部分についての総幅員は17メートルになっております。ほかの部分については、総幅員は14メートルになっております。

こちらの交差点部については、こちらの県道泉佐野岩出線が平成22年に都市計画決定されて、交差点整備が先にされておりますので、こちらの幅員については右折車線が既存もある状態になってございます。よって、こちらの部分

については両側の歩道の拡幅のみが薄く赤で着色しております。こちらの右折車線の追加については、既存の11メートルから17メートルに変更した部分の北側の区域の着色と、南側の削除が発生しております。

○委員 「右折車線の追加」と書かれているところから東側は17メートルで、それより西側は14メートルということですよねですか。

○事務局 そうでございます。基本の幅員は14メートルでございます、その「右折車線の追加」と吹き出しがあるところに、右折車線分の3メートルが追加されるので、あんなに太くなるんですけども、西側の右折車線の追加外のところは、北側に路線を振っているんです。だから、上側のところは都市計画決定をして、下のほうは取り消すみたいな格好なんです。それで、左側のところは14メートルで、右側のところは17メートルになるということでございます。

○委員 分かりました。17メートルのところについては、既にもう確保されている部分もあって、そこに改めて追加すると。左側は単に線形をずらすだけだから、差し引きすると余り変わらない、そういうことですね。

○事務局 そうです。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長 質問していただいたおかげで、私もよく分かりました。図だけではなかなか分からない。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、第3号議案についてもお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、第3号議案について本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい、異議なしということでございますので、第3号議案について本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」とさせていただきます。

続きまして、第4号議案の説明を事務局からお願いいたします。

[第4号議案を朗読]

○事務局 建築住宅課でございます。

それでは、第4号議案の紀の川市産業廃棄物処理施設の用途に供する敷地の位置についてご説明申し上げます。お手元の議案書または正面のスクリーンをご覧ください。

本議案は、民間事業者から和歌山県に申請のありました建築基準法第51条ただし書許可に関する付議となっております。

説明の順序ですが、初めに産業廃棄物処理施設の許可を得るために必要な手続を簡単に説明させていただき、次に建築基準法における都市計画審議会の位置づけについて説明いたします。

その後、今回申請敷地の概要を、最後に当該施設の都市計画上の観点及び周辺環境への影響についてご説明させていただきます。

最初にスライド2ページ目のフロー図で産業廃棄物処理施設の許可事務について簡単に説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設を設置するためには、各種関係法令に基づくそれぞれ許可を得る必要がございます。本件に関しましては、図左側、環境部局が所管する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処理施設の設置許可、図中央、建築基準法第51条ただし書の規定による施設設置の許可が必要となります。それ以外にも、状況によっては図右側のような森林法、農地法などの手続が必要となる場合もございますが、本件においては廃掃法と建築基準法に基づく許可が必要であり、今回対象となりますのは朱書きで記載しております建築基準法となります。

産業廃棄物処理施設の許可は、1つの部局のみで許可するのではなく、それぞれの法律による必要な許可を全て取得していただく必要がございます。使用開始や工事着手は、当然全ての許可後となっております。

次に、3ページ目で建築基準法における都市計画審議会の位置づけについて説明させていただきます。

建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内においては、卸売市場、火

葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、原則として都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築してはならないとなっております。

本案件の計画は、産業廃棄物の処理施設で、その処理能力が1日5トンを超えるがれき類の破碎を行うものとして、前述のその他政令で定める処理施設に位置づけられておりますが、都市計画において位置が決定されておられません。

そのため、同条のただし書におきまして、水色枠内の②に記載しておりますとおり、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた上で、特定行政庁、本件の場合においては和歌山県の許可が必要となるため、本審議会にお諮りするものでございます。

次に4ページ目で、今回申請のあった当該施設の概要について説明させていただきます。

申請敷地は、紀の川市でございます。

事業内容としましては、解体工事等により発生するがれき類を受け入れ、これを破碎し、再生骨材のRC40やRC10として製造販売する事業となっております。

処理能力は1日8時間当たり最大193トンのがれき類等の破碎する能力を有しています。稼働時間は月曜から土曜日までの8時～17時までのうち、昼休憩の1時間を除く1日8時間で、早朝、夜間の稼働はございません。下の2枚の写真は、現在の申請敷地とその前面道路の様子でございます。

次に、5ページ目で、申請地の位置について説明させていただきます。

左上の紀の川市都市計画区域図の赤丸が当該計画位置となります。申請敷地は、紀の川市南西部に位置し、国道沿いの雑種地で、都市計画区域で用途地域の指定はございませんが、紀の川市が定めている特定用途制限地域の産業業務地区内に位置しております。この地区は、建築基準法の工業地域に準じた建築制限を受ける地域となっております。

中ほどの地図中央の赤色部分が申請敷地となります。敷地の北側を東西方向に走る道路、黄色の線の部分が国道424号線です。この道路は片側1車線で幅員が約11.6メートルあり、敷地対面に歩道が設けられており、海南市と紀の川市の市街地を結ぶ主要な幹線道路の1つとなっております。

次に、6 ページ目に航空写真がございます。

施設位置は写真中央の赤色部分、そこを中心に半径 50 メートルの同心円を描いております。敷地の東側、南側は事業用地でプロパンガス補充所、西側は事業用の車庫及び山林となっており、いずれも紀の川市特定用途制限地域、産業業務地区に位置しております。また、北側は黄線部分の国道 424 号線に接道し、国道を挟んだ対面は特定用途制限地域、農住共生地区で住宅地と畑となっております。

敷地境界から 50 メートル以内の範囲に現存する建物は、戸建て住宅が 4、事業所が 2、倉庫・車庫が 6 となっており、それ以外の土地は山林、ため池、田畑、公衆用道路となっております。付近には学校、病院、福祉施設等はなく、これらの施設で最も近いものは約 1.1 キロメートル離れた紀の川市立調月小学校でございます。

次に、7 ページ目の施設概要でございます。

図赤色の部分が敷地 3190 平方メートル、その敷地の南側に固定式の破砕機を設置する計画となっております。取り扱う品目は、がれき類とガラスくず、コンクリートくず及び陶器くずとなっております。解体工事、建設工事で発生するコンクリート等のがれき類を破砕機により破砕し、骨材として再生する産業廃棄物の中間処理施設となっております。

1 次破砕機としてシングルツグルクラッシャーS3、処理能力 193 トン／日、2 次破砕機としてインペラーブレーカーSAP-3K、処理能力 309.6 トン／日。破砕機全体としては、1 日当たり 193 トンの処理能力を有することになります。破砕機 2 基を合わせた築造面積は 4.9 平方メートルとなります。

写真①は、敷地の現在の様子です。現在は廃掃法の許可を受け、産業廃棄物の選別、積替え及び一時保管場所として利用しており、また 1 日当たり 5 トン以下の、処理施設の許可が不要の破砕機が既に稼働している状況となっております。

配置図右側の敷地外の事務所と倉庫は、隣地の事業者様でプロパンガスの充填所となっており、本件の計画にご理解をいただいているところでございます。

図左側の黄色の部分、こちらは国道の 424 号線で、写真②が道路の様子で

す。図ピンク色の部分、こちらは防音壁で、近隣からの要望等は特にございませんが、周辺への騒音・粉じん対策として設置している状況でございます。

次に、説明が重複するところもございますが、8、9ページにて都市計画上の敷地の位置について、都市計画運用指針に照らして留意すべき事項4点について説明させていただきます。

まず、1点目の主な搬出入道路について。

搬出入道路は、敷地北側の国道424号線からで、幅員が約11.6メートルあり、敷地に国道から直接出入りが可能となっており、その搬出入路の幅は約9メートルと、大型車が対向できるだけの十分な幅がございます。下の3枚の写真は、付近の国道424号線の様子でございます。

次のページ、2点目の用途地域等についてです。

当該敷地は、市街化区域に該当せず、用途地域の指定もない地域となっておりますが、紀の川市の特定用途制限地域、産業業務地区に位置し、建築基準法の工業地域に準じた、主として工業系の利便を増進するための地域となっております。

敷地の周囲100メートル以内に学校、病院、福祉施設等はなく、前面の道路は通学路にも指定されてございません。また、敷地から50メートル以内の4戸の戸建ての住宅の住民、2軒の事務所の事業者及び当該地の自治区と隣接の自治区の区長に対してそれぞれ事業説明を行い、いずれも反対意見は無しとなっております。

3点目の災害の発生するおそれの高い区域に位置していないかについて。

当該敷地は、津波災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域には該当しておりませんが、土砂災害特別警戒区域内に位置してございます。

建築基準法では、当該区域内に居室を有する建築物は、衝撃を遮る所定の外壁等を設けなければなりません。本件は工作物のため、特にそのような対策は不要となっております。

また、当該施設は民間の小規模な産業廃棄物処理施設のため、発災したとしても都市計画上の支障はなく、また敷地がその区域の末端となっていることから、敷地周辺への影響もないものと考えてございます。

4点目の修景及び敷地外との遮断について。

敷地の北側以外は事業用地と山林で、三方は小高い丘に囲まれており、また北側への騒音、粉じんを配慮し、破碎機は敷地奥に設置し、防音壁及び樹木など有効に設置され、道路から直接破碎機が見えない計画となっております。

最後に、周辺環境への影響についてです。

破碎施設において発生する粉じん、騒音、振動などに対する評価基準は、それぞれ環境基本法、騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例などの規制基準となっており、県の環境部局にて審査され、全ての項目を満たしているとのことでございます。具体的には10、11ページの6点でございます。

1点目は、粉じん飛散の防止について。

環境保全目標が敷地境界と直近人家それぞれ設定され、現況及び予測数値から目標を満足するとの評価となっております。

さらに、環境保全のための措置として、破碎処理時には散水すること、敷地内外の清掃を実施すること、適切な処理量を遵守することで、より低減を図るとされてございます。

2点目は、騒音防止について。

環境保全目標に対して予測結果が上回っておりますが、これは現況調査結果から国道の道路交通騒音が主要な騒音源であり、括弧内の破碎機による寄与レベルでは、敷地境界は現況を下回り、直近人家は目標を下回っていることから、影響は小さいと評価されてございます。環境保全のための措置として、施設整備のメンテナンスを徹底すること、運搬車両の空吹かしやアイドリング等、不要な加減速は行わないことにより低減を図るとされてございます。

3点目は、振動防止について。

環境保全目標に対して予測結果がいずれも満足しているとの評価となっております。環境保全のための措置として、騒音防止と同様の対策を行うとされてございます。

次のページ、4点目の交通状況について。

現況、主要搬入道路となる国道424号線の当該施設周辺の昼間12時間の交通量は、平成27年度道路交通情勢調査により1万台程度となっております。計画では、本施設への運搬車両は軽トラックから10トン車までが1日最

大 10 台、往復 20 台を想定していて、これによる通行車両の増加は 0.2%程度にとどまり、現況を維持できるとされてございます。

5 点目は、水の流出防止について。

計画では、敷地内で使用する水は、がれき等の破碎時に少量の水を散水する程度のため、蒸発または処理物に吸収され、敷地外に流出または地下浸透することがないものとされてございます。

最後の 6 点目としましては、悪臭防止について。

処理物ががれき類等のため、周辺生活、環境に影響を与える悪臭は発生しないものとされてございます。

以上により、事務局としましては、本件申請について都市計画上支障がないものと考えてございます。

また、今回の許可申請に当たって、紀の川市長より当該施設設置について特に意見なしとの副申書が 7 月 20 日付で提出されてございます。

第 4 号議案の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

4 号議案についてご説明いただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

私から 1 点質問ですけれども、7 ページのところのご説明で、隣接をする事業者さんは問題ないと言っておられるということですが、人家だと結構騒音防止とか振動防止とかきちんと数字で測られてやられているんですけど、事業所さんは隣接していてもそこまでやる必要がないと、そういうことなんですかね、これは。一応確認ですけれども。

隣に多分プロパンガスか何かの事業所さんがあって、そこは問題ないと言っているというけど、隣接だから音とか結構来るんじゃないかなと思うんですけどね。

○事務局 事業者様からは特に設置の要請はなかったんですけども、ピンク色で示しています防音壁を設置してございまして、その対応をされているということになってございます。

○議長 はい。ということで、一応隣接されている事業者さんは了解されて

いるということでもよろしいですかね。一応確認ですけど。

○事務局 そのように聞いております。

○議長 はい、分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員 今のご質問によく似ているんですけども、すごく基本的なことお尋ねするんですが。

この現場については、私は行っていませんので分からないんです。当然現場のところへ行かれて、状況なり、色んなことを見てやっておられると思うんですけども、それは間違いないですよ。

○事務局 現場のほうに確認に行ってください。

○委員 そうしたら、1つ教えていただきたいのは、この都市計画上の敷地の位置についてとか、周辺環境について色々ご説明がありましたけれども、何々するとの評価という表現がありますよね。例えば、周辺環境について①の「予測結果が環境保全目標を満足するとの評価」、これはどこかがこう出されているんですか。

○事務局

環境基準に関しましては、環境部局の循環型社会推進課で廃掃法の許可のほうを審査されてございまして、環境基準についてはそちらのほうで基準を満たしているということの確認をさせていただきます。

○委員 そうしたらね、次の②の騒音防止について。①それから③については「満足するとの評価」と書かれていますけども、②の「破碎機による影響は小さいとの評価」となっていますよね。これは大丈夫ですか。

○事務局 環境部局の生活環境影響調査のほうで、その中で調査し、廃掃法の基準を満たしているということでございます。

○委員

周辺整備について交通状況のところ、最大10台、往復20台を想定している」とありますけれども、これは大幅に増えたりということはずっと無いと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局 事業計画の方でそのように事業者様が示されてございまして、環境部局の許可申請の中でも、同様の環境影響調査の方でその台数により調査され

ておりますので、大幅に増えるものではないと考えてございます。

○委員　それでは、最後です。

これは今日審議して通っていきますよね。あと順番に上がっていくと思うんですけども、また県の方できちっとそのとおりにされているかというようなチェックは当然されるわけですか。それだけ教えてください。

○事務局　許可後の指導ということでございますか。

産業廃棄物処理施設は、県の環境部局のほうで指導監督を行うこととなっております。定期的な立ち入り調査を実施し、適正処理について確認指導を行っているとなっております。

立ち入り調査については、特に問題がなくても2年に1回程度の頻度で実施しているようなんですけども、今回のように許可更新等の手続や万一の苦情や違反があった場合などは、必要に応じて都度実施するとなっております。

○委員　分かりました。いずれにしましても、重要な施設であると思いますから、そこらを慎重にきちっとやっていただいて、その上で私達はこれとおりにやっていただけるということに従って審議の答えを出すわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長　重要なお意見、どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですかね。

特にご意見がないようでしたら、第4号議案についてお諮りしたいと思います。

第4号議案について、本審議会からは「異議なし」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　はい、異議なしということでございますので、第4号議案について本審議会からは「異議なし」とさせていただきます。

以上で、本日の予定しておりました議案は、全て終了いたしました。委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○司会　ご審議ありがとうございました。